



事業シート (概要説明書)

予算事業名		市道修繕活動報償金			事業開始年度		平成27年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		活動に参加されている自治会数 (参加数/自治会総数)			区	77/113	85/113	87/113
						/	/	/
						/	/	/
	単位当たりコスト	200円	/	世帯				
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	出来るだけ多くの自治会及び参加世帯による道路保全活動の継続。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		活動に参加されている自治会の世帯数 (参加世帯数/自治会加入世帯数)			世帯	14,719/19,062	15,201/18,983	15,137/18,842
						/	/	/
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		現在は7割程度の地元自治会が清掃を実施しているが、自治会によっては高年齢化が進み、側溝の蓋上げなどの作業が困難となっている地区もあり、参加自治会の減少及び参加者の減少が懸念される。						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		大垣市・海津市・瑞穂市などは、羽島市と同様に地元の自治会による清掃が実施されているが、岐阜市・各務原市・岐南町・笠松町などは実施しておらず、道路管理者(自治体)が清掃業務を発注している。						
特記事項								

## 市道修繕活動報償金支給要綱

平成27年 2月 6日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の生活環境の維持及び向上に寄与するために市に協力して、自治会が地域一円において実施する市道の修繕活動（以下「市道修繕活動」という。）に対し、市道修繕活動報償金（以下「報償金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 報償金の支給の対象となる市道修繕活動は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市道の路肩の補修又は草刈り
- (2) 市道の路上に繁茂した樹木の伐採
- (3) 市道の清掃（側溝を含む。）

(報償金の額)

第3条 報償金の額は、市道修繕活動に参加した当該自治会加入の世帯1世帯につき200円とする。

(報償金の請求)

第4条 報償金の支給を受けようとする自治会は、市道修繕活動実施後、当該年度内に市道修繕活動報償金請求書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて請求するものとする。

- (1) 市道修繕活動実施結果報告書（別記第2号様式）
- (2) その他市長が定める書類

2 前項に規定する報償金の請求は、1自治会について年度を通じて1回に限りできるものとする。

(報償金の支給)

第5条 市長は、前条の市道修繕活動報償金請求書を受理したときは、その内容を審査の上適当と認めるときは、速やかに報償金を支給するものとする。

2 市長は、虚偽その他不正の手段により報償金を受けたことが判明したときは、その報償金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成18年11月10日決裁の市道修繕活動交付金支給要綱は、廃止する。

# 抜 粹

## 要望工事の手引き

---

羽島市建設部土木監理課

H26.2.27 改定

H26.4.1 施行

## 5 側溝清掃

### (1) 実施基準

#### ① 市民活動による清掃区分

側溝規格が幅 300mm、深さ 500mm までの場合は、人力での清掃が可能となるため、市民活動による清掃をお願いします。

清掃によって発生した残土等は市で回収いたします。

なお、清掃実施にあたり、事前に日時と残土の箇所がわかる地図を提出していただきますと、効率的に回収することができます。

回収できるのは原則として残土のみとなりますが、残土以外の空き缶等のごみを拾っていただいた場合は、できる範囲で分別していただければ、残土とともに回収いたします。刈っていただいた雑草も同様に回収いたします。

#### ② 市による清掃区分

側溝の深さが 500mm を超えると人が入ることが出来ないため、市において清掃します。

ただし、堆積土量が 200mm 以上に限ります。

側溝の幅が 300mm を超える場合は、深さに関わらず、市民活動での清掃が困難なため、市において清掃します。

ただし、堆積土量 200mm 以上に限ります。